

令和7年度第3回勝浦警察署協議会

1 開催日

令和7年12月4日（木曜日）

2 開催場所

勝浦警察署

3 出席者

- ・協議会委員 5人
- ・警察署 10人

4 業務報告

- (1) 管内の治安情勢等について
- (2) 千葉県警察における外国人安全総合対策について

5 警察からの諮詢事項

高齢者に対する情報発信を効果的に推進するための手段・方法等について

6 委員からの要望・意見等

- (1) 狩猟解禁に伴う狩猟範囲について

禁猟区域外ではあるが、興津地区の駅裏避難道にも一部の狩猟者が入っている。
狩猟範囲が気になる。

【回答】

興津地区は国道から海側と興津交差点から鴨川方向が禁猟区で、上総興津駅の山側は狩猟可能区域となります。

獵銃所持許可者には、獲物であることを十分確認した上で発砲するよう厳しく指導していますが、万一のため、野山に入る際は蛍光色など自然界にない目立つ色を着用したり、鈴などを身につけ動物ではないとの意思表示をお願いします。

- (2) 一方通行を逆走する車両について

県道大多喜停車場南郭通りは一方通行だが、土日・祭日等の休日は、進入禁止である新丁交差点から進入する逆走車両が多く危険である。

【回答】

過去にも同様のご意見をいただき、大多喜幹部交番の勤務員が不定期に指導取締りを実施しています。標識の設置状況を確認しましたが、標識や路面標示などに不備はなく、標識の移設も必要ないと判断していますので、引き続き指導取締り等を推進してまいります。

- (3) 道路脇の草刈りについて

人口減少に伴い、草刈り等ができない道路、側道がある。
丁字路等では、左右が見えずに確認が困難な場所もある。

【回答】

道路管理者による定期的な除草作業が実施されていることは承知していますがなかなか全てに手が行き届いていない現状もあるかと思います。

ご意見にあるような丁字路交差点等で、左右の見通しがきかない場所等、交通に支障がある場所等については、警察からも道路管理者に除草の意見がある旨をお伝えしますので、具体的な場所・状況を教示ください。

- (4) 迷惑行為をする近隣者について

近隣者が、道路上にパイロン以外のポールを置くようになり、周辺住民からもどうにかしてほしいとの声が多数ある。迷惑行為を注意してほしい。

【回答】

同所設置のパイロンと反射ポールは、居住者の強い要望により、道路管理者である勝浦市が設置したものであることを確認致しました。そのため、警察として指導・警告や撤去依頼を行うことは困難と考えられます。

今後その動静を確認していき、更に道路に広がるなどの事情が生じれば、別途対応を検討致します。

(5) 補助信号の設置要望について

興津バイパスのある交差点では、行楽シーズンになると渋滞車両が、近くのトンネルまで繋がり追突事故等の危険がある。

時差式や補助信号を設置することは可能か。

【回答】

交差点の時差式は、右折車両の滞留が渋滞の原因であれば改善が見込まれるものです。

委員の説明した内容については、持ち帰り検討致します。なお、今夏、同所における渋滞の通報や事故の発生は確認できませんでした。

(6) 熊問題への警察の関与について

日本各地で熊問題が騒がれており、狩猟者への応援といった話も出ている中、勝浦署からの応援などはあるのか。

【回答】

現在まで熊被害による勝浦署への応援要請はありません。

旧鳥獣保護法では、住居集合地域等での銃猟が禁止されていましたが、本年9月に改正され、

- ①「危険鳥獣（クマ、イノシシ）が人の日常生活圏に侵入」し、
- ②「危険鳥獣による人の生命身体への危害を防止する措置が緊急に必要」で、
- ③「銃猟以外の方法での捕獲が困難」であり、
- ④「避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合」

等、これら①～④全てが満たされた場合には、市町村長が捕獲者に委託して実施できることになりました。

警察官による対応としては、警察官職務執行法により、「人の生命身体に危険を及ぼす事態がある場合で特に急を要する場合」に発砲を命じることや自らその措置を行うことが可能となります。

(7) 管内の借家対策について

昨今、勝浦市や大多喜町では借家が多くなり、反社等の犯罪の隠れ家にならないか心配している。

【回答】

特殊詐欺、不正薬物の密輸等においては、だまし取ったお金や不正薬物の送付先に空き家（空き部屋）などが利用されており、県警でもこの種犯罪の取締りや被害防止の推進上、空き家に対する各種対策は重要な課題となっています。

対策の一環として、不動産業者に対し、空き家（空き部屋）となっている管理物件の合鍵等の管理の徹底はもちろんのこと、不審点を発見した場合には警察に

通報するよう働き掛けなどを行っていますが、自治体などが空き家の調査を行う権限がある「空き家対策特別措置法」などと違い、借家については法整備が進んでいないため、勝浦市、大多喜町のどの場所にどの位の借家が存在し、どういう人が契約しているのかなど、その実態を把握するのは容易ではないのが現状であります。

しかしながらご意見のとおり、これら借家が犯罪組織のアジトとして使われることは十分に予想できるため、当署としましても、巡回連絡を始めとした各種警察活動により、借家、民泊施設などの把握に努めてまいります。

みなさまにおかれましても、不審な人物の出入りなど気が付いたことがありましたら、警察への情報提供をお願いしたいと思います。

(8) 不在駐在所の解消について

月2回程度、駐在所員が駐在所に常駐している日を決めて貰い、地域の高齢者等が直接相談できる環境を作ってほしい。

【回答】

次のとおり、試行致します。

- ・毎月1日・15日の2回、午後の時間帯を駐在所での在所勤務として固定する。
- ・在所日を「駐在所における日(day)」と銘打ち、駐在所ミニ広報紙で地域に周知する。

※ ミニ広報紙「老川だより」12月号に掲載、発行済み。

試行した後、反響を見て運用を修正する。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

なし